

宗像市立学校児童生徒の体育大会等参加費用の補助に関する要綱の一部を改正
する告示

宗像市立学校児童生徒の体育大会等参加費用の補助に関する要綱（平成15年宗像市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、市の他の補助金の交付決定若しくは交付を受け、又は受けようとしている費用を除く。

第3条第2項第3号中「及び昼食代」を削る。

附 則

この告示は、平成24年2月1日から施行する。ただし、第3条第2項第3号の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

宗像市立学校児童生徒の体育大会等参加費用の補助に関する要綱

改正案	現行
<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 補助の対象となる参加費用は、次に定めるところによる。<u>ただし、市の他の補助金の交付決定若しくは交付を受け、又は受けようとしている費用を除く。</u></p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 道具類の搬送に要する経費その他必要な経費</p> <p>3 (略)</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 補助の対象となる参加費用は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 道具類の搬送に要する経費<u>及び昼食代</u>その他必要な経費</p> <p>3 (略)</p>

参考資料

○宗像市立学校児童生徒の体育大会等参加費用の補助に関する要綱

平成15年4月1日

教育委員会告示第1号

改正 平成15年9月30日教委告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、宗像市立の小学校又は中学校（以下「学校」という。）の児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）が体育、文化等に関する大会（以下「大会」という。）に参加する場合において、当該児童生徒及び学校関係引率者が大会参加に要する費用（以下「参加費用」という。）の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次に掲げる大会に参加する児童生徒及び引率者とする。

- (1) 文部科学省、福岡県教育委員会又は宗像市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催又は共催する大会
- (2) 日本中学校体育連盟その他これを組織するものが主催又は共催する大会
- (3) 宗像地区中学校文化連盟が主催又は共催する大会
- (4) その他教育委員会が、学校教育上特に必要と認める大会

(平15教委告示5・一部改正)

(補助金の額)

第3条 市長は参加費用のうち、次の表に定める額を限度として補助金を交付するものとする。

区分	補助限度額
前条第1号に規定する大会に参加するとき	参加費用に100分の80を乗じて得た額
前条第2号に規定する大会に参加するとき	
前条第3号に規定する大会に参加するとき	
前条第4号に規定する大会に参加するとき	参加費用に100分の50を乗じて得た額

2. 補助の対象となる参加費用は、次に定めるところによる。

- (1) 大会参加に要する交通費で、最も経済的な方法で計算したもの（貸切バス借上げ料を含む。）
- (2) 県外で行われる大会で宿泊を要するものについては、大会の初日の前日から当該児童生徒が最後に出場した日の前日までの日数に係る宿泊費
- (3) 道具類の搬送に要する経費及び昼食代その他必要な経費

3 補助の対象となる者の数は、次に定めるところによる。

(1) 大会に参加する児童生徒の数は、当該大会の開催要綱等で定められた参加定員とする。

(2) 引率者の数は、監督及び顧問その他教育委員会が特に必要と認めた人員とする。

(平15教委告示5・一部改正)

(補助金の申請等)

第4条 補助金の交付の申請その他補助金の交付に関し必要な事項は、宗像市補助金等交付規則(平成15年宗像市規則第31号)の定めるところによる。

(雑則)

第5条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に宗像市立小中学校児童生徒の各種大会参加費用の補助に関する要綱(昭和57年宗像市教育委員会訓令第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成15年9月30日教委告示第5号)

この告示は、平成15年6月25日から適用する。